# 食品衛生情報 ふくおか

発 行 所

公益社団法人 福岡県食品衛生協会 電話 092-472-4803 FAX 092-472-6613 e-mail:honbu3@fukuokaken-shokkyou.jp 平成30年8月27日(月) 平成30年度第5号

〒812-0011 福岡市博多区博多駅前2丁目 19-17 トーカン博多第5ビル 705 号

ホームページ: http://www.fukuokaken-shokkyou.jp

## ~7月理事会の概要について~

去る7月24日(火)、福岡県中小企業振興センターにおいて、第2回理事会を開催しま したので、その概要を報告します。

議事は、承認事項として、「①食品衛生法施行70周年記念食品衛生功労者に対する厚生労働大臣感謝状候補者の推薦(案)について」、「②古賀前会長の県食協顧問の委嘱(案)について」、「③中野現顧問の委嘱の終了(案)について」、「④賛助会員の加入申込(案)について」で、いずれも異議なく承認されました。

報告事項として、「①平成30年度定時社員総会の開催結果及び役員の登記について」、「② 平成30年度食品衛生指導員部会役員会の開催結果について」、「③「食の安心・安全・五つ 星事業」について」、「④「小規模事業者向けHACCPの考え方を取り入れた衛生管理研修会」 の開催について」、「⑤福岡県食品衛生月間行事の取組について」、「⑥平成31年版カレンダ 一の作成等について」、「⑦今年度の事業計画について」でした。

特にカレンダーの作製については、今後は県食協全体の事業とし、経費については、支所単位で有料の会員広告を掲載するなど、新たな視点で取り組む必要があること、作製に当たっては、指導員のアイデアも取り入れた衛生管理記録簿形式のものとし、配布後に指導員による記録の確認と指導を行う必要がある旨、事務局から説明がありました。

これらカレンダー作製の意義とその必要性の高さについては、多くの理事から同意する旨 の意見があり、今後の方針として了承されました。

## ~平成30年度食品衛生指導員

## ブロック別第一次研修会について~

本紙第3号でもお知らせしたとおり、HACCP に沿った衛生管理の制度化を含む「食品衛生法等の一部を改正する法律」が6月13日に公布されたことから、今後は、小規模な飲食店事業者を含むすべての食品等事業者が衛生管理計画を作成・遵守することが必要となり、小規模事業者ではHACCPの考え方を取り入れた衛生管理の実施が必要となります。

そこで、食品衛生指導員研修会については、当面の間「HACCP の考え方を取り入れた衛生管理」をテーマに実施することとしますので、指導員の皆さんの多くの参加をお願いします。

#### 開催日時•会場

- (1) 筑豊ブロック (担当:宗像・遠賀支所) 9月10日(月) 中間市中央公民館(中間市蓮花寺三丁目1番1号)
- (2) 福岡ブロック (担当:北筑後支所) 9月13日(木) 朝倉市総合市民センター(ピーポート甘木)中ホール (朝倉市甘木 198 番地 1)
- (3) 筑後ブロック (担当:大牟田支所) 9月19日(水) イオンモール大牟田 イオンホール(大牟田市岬町3番4)

いずれも13時30分からです。

# ~ あんしんフード 君(総合食品賠償共済)

#### 共済金支払い事例(第1回) ~

#### 〇提供した弁当によるノロウイルス食中毒事例

(出典:食と健康 2018 年 4 月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
ノロウイルス	平成28年12月4日	福岡県久留米	仕出し・弁当	11,000円	提供した弁当によるノロウイ ルス食中毒	106名	3,057,751円 被害者治療費等:285,000円 消毒費用:81,633円

本事例では、非常に多くの被害者が出ており、共済金の支払いも損害賠償金 2,779,774 円、特別費用 277,977 円、被害者治療費等 285,000 円、消毒費用 81,633 円、合計 3,424,384 円と高額になりました。

また、被害者のうち一人が食中毒による脱水症状が原因で脳梗塞を併発し、今後の生活に大きな影響を与えてしまいました。

例年、ノロウイルス食中毒の共済金支払いは非常に多く、平成 28 年度では 87 件、1 事故当た りの被害者 22 人、共済金 580,726 円が支払われています。

また、食中毒が発生してしまうと、営業を再開するための消毒費用なども掛かりますので、ノロウイルス食中毒はいかに多くの被害を出し、高額な支払いになるか、ご理解いただけるかと思います。

#### 〇施設賠償事故による高額支払い事例

(出典:食と健康 2018年7月号)

原因 (病因物質等)	事故発生日	支部 支所	業種	年間掛金	事故の概要	被害者数	支払い共済金
施設リスク	平成29年10月13日	福岡県田川	食料品販売業	2 БООП	授業員が廊下を水拭きした 際、雑巾の歓り方が甘かった ため、滑りやすくなってお り、客が転倒した。	1名	施設賠償金:968,820円 特別費用:96,882円 合計1,065,702円

この事故では、従業員が廊下を水拭きした際、雑巾の絞り方が甘かったため、通りかかったお客さんが転んで負傷して60日間の入院となり、共済金の支払いも約100万円と高額化しました。

施設賠償事故による共済金は、年々増加傾向にあり、今回の事例のように不注意から高額な賠償金の支払いにつながる場合もあります。

平成 29 年度の制度改定によって、食品営業賠償共済の施設賠償特約と受託物賠償特約が廃止となりました。被害者に十分な補償ができるよう、「あんしんフード君」への加入をお願いします。

### 食中毒補償はもちろん!

業務上の過失による事故、施設の欠陥に起因する事故も補償! お客さまからのお預かり品に関わる損害補償もついています!

だから・・・・

# あんしんフード君・スーパーおんしんフード君

への加入をお勧めします。

詳しくは、http://www.n-shokuei.jp/でご確認ください